

- 狩猟に関する知識試験
- 狩猟に関する適性試験
- 狩猟に関する技能試験
- ※ 試験の順序は、知識試験、適性試験、技能試験の順で行い、知識試験に合格した者のみ適性試験、技能試験を実施する。
- (2) 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性検査及び講習
 - ア 狩猟に関する適性検査内容
 - 視力検査
 - 聴力検査
 - 運動能力検査
 - イ 狩猟に関する講習内容
 - 狩猟に関する法令について
 - 狩猟鳥獣の判別について
 - 猟具の取扱いについて
- ※ 講習時間は3時間とする。
- 3 試験等の日程及び場所
 - (1) 狩猟免許試験は、別表1のとおり
 - (2) 狩猟免許を更新しようとする者の適性検査及び講習は、別表2のとおり
- 4 申請手続
 - (1) 申請書の請求先
 - 申請書類の請求先は、熊本県環境生活部自然保護課及び各熊本県地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課並びに社団法人熊本県猟友会とする。
 - (2) 申請書の提出先
 - 申請者の住所地を所管する各熊本県地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課又は熊本県環境生活部自然保護課とする。
 - 第2回目の狩猟免許試験及び平成15年9月6日実施の狩猟免許更新のための適性検査及び講習については、熊本県環境生活部自然保護課とする。
 - (3) 申請書の受付期限
 - 各試験並びに適性検査及び講習の実施日7日前までとし、その後は一切受け付けない。
 - (4) 提出書類等
 - ア 狩猟免許試験
 - 狩猟免許申請書 1部
 - 写真（申請前6か月以内の撮影で、無帽、正面、上三部身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートル） 1部
 - 法第40条第1号から第3号までに規定する事由に該当しない旨の医師の診断書 1部（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証を提示することにより、これに代えることができるものとする。）
 - 郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1部
 - イ 狩猟免許更新
 - 狩猟免許更新申請書 1部
 - ※ 以下狩猟免許試験の提出書類に準じる。
 - (5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許更新申請手数料
 - 熊本県手数料条例（平成12年条例第9号）の規定に基づく手数料として、次の各号に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書にちょう付し、納付すること。
 - ア 狩猟免許申請手数料 5,300円。ただし、既に網わな猟、第1種銃猟又は第2種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあつては、4,000円。
 - イ 狩猟免許更新申請手数料 2,900円
- 5 試験等当日の携行品
 - (1) 受験票
 - (2) 筆記用具
- 6 その他
 - (1) 天災その他特別の事由により実施日時及び場所等を変更することがある。
 - (2) 不明の点は、熊本県環境生活部自然保護課又は各熊本県地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課に問い合わせること。

別表1 狩猟免許試験実施日程及び会場

| 区 分 | 日 程 | 場 所 |
|------|---------------|-------------------------------------|
| 第1回目 | 平成15年7月6日（日） | 各熊本県総合庁舎 会議室 （熊本市内においては熊本県庁 会議室） |
| 第2回目 | 平成15年8月10日（日） | 熊本県鳥獣保護センター 研修室 |